

令和8年度
自治公民館長説明会資料



吉 岐 市

目 次

自治公民館関係業務

(自治公民館関係業務、お願い、届出、補助・助成制度、お知らせなど)

1	総務部	1
2	地域振興部	6
3	市民部	12
4	保健環境部	14
5	産業推進部	17
6	建設部	19
7	教育委員会	22
8	消防本部	23

自治公民館関係業務

この1年間に自治公民館に依頼する業務やお願い、届出、補助・助成制度、お知らせなどについて、部門ごとに記載しています。

1. 総務部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	文書の配布・回覧日の変更	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1111
---	--------------	-----------------------

公民館長会でのご意見を踏まえ、公民館長の皆様の負担軽減の観点から、令和8年4月より、文書の配布および回覧日を毎月第2木曜日および第4木曜日に変更します。なお、文書量につきましても、今後引き続き見直しを進めます。

配布および回覧文書は、広報紙、議会だより、上水道・下水道使用料納入通知書および各種お知らせ（健康相談・健康教室など）です。

※早めに自治公民館員に行き渡りますようご協力をお願いします。

2	避難行動要支援者名簿の配布	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
---	---------------	-----------------------

災害時に一人又は家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障がいをお持ちの方等の情報を掲載した名簿「避難行動要支援者名簿」を作成することが、法律で義務付けられており、壱岐市でも名簿を作成・更新しています。

避難行動要支援者名簿のうち、本人の同意が得られている方の情報は、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の体制を整えることを目的として、自治公民館、民生委員・児童委員、消防などの地域支援者に提供しております。

梅雨入り前に、各自治公民館長様宛に避難行動要支援者名簿の配布を予定しておりますので、この名簿により、平時からの声掛け・見守りや台風接近など災害時の指定避難所への避難誘導等にご活用をお願いします。災害時には、自助、共助等の地域における取組が重要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、個人情報の取り扱いには十分注意し、適切な保管・管理をお願いします。

【参考】

主な指定避難所（指定避難所の詳細は、市のホームページに掲載しております。）

地区	施設名称
郷ノ浦	壱岐の島ホール
郷ノ浦	大谷公園体育館
勝本	勝本町ふれあいセンターかざはや
勝本	壱岐市役所 勝本庁舎
芦辺	壱岐市役所 芦辺庁舎
芦辺	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ
石田	石田スポーツセンター
石田	石田農村環境改善センター

※上記表には開設頻度が高い指定避難所を掲載しております。この他にも市内全

6 1 施設を避難所として指定しております。(令和8年3月末時点)

◆届出・申込みなど

1	自主防災組織へのご協力を	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
---	--------------	-----------------------

市では、まちづくり協議会および自治公民館を中心とした自主防災組織づくりを進めており、令和8年3月1日現在の組織数は176組織(まち協での結成含む。)で、自治公民館単位での組織率は95.2%という状況です。自主防災組織の結成にご協力をお願いするとともに、既に設立されている自主防災組織については、避難訓練、資機材の整備・点検など、防災活動の取組をお願いします。

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、住民一人一人が「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考えのもとに、自主的に防災活動を行う組織をいいます。

2 自主防災組織がなぜ必要か

- (1) 火災や災害の際には、救助活動や消火活動を各個人で行おうとしても、個人の力には限界があり、かえって危険な場合もあります。また、消防などの防災関係機関が現場に到着して活動するまでの間、初期活動を地域で組織的に行えば、被害は最小限に抑えることができます。
- (2) 自主防災組織の目的は、災害発生時に被害の拡大を防ぎ、付近の人たちを避難誘導するなどの初期活動にあたります。

3 自主防災組織の活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 防災に対する心構えの啓発
 - イ 災害発生の未然防止のための地域活動
 - ウ 災害発生に備えて地域を知るための活動（避難場所の把握など）
 - エ 災害発生時の活動を習得するための活動（消火、避難などの訓練）
 - オ 災害発生時の活動に備えるための活動（機材や備蓄品の管理など）
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報収集伝達活動（被害情報などの収集伝達、救援情報などの周知）
 - イ 初期消火活動（消火器、可搬式動力ポンプ等による消火活動など）
 - ウ 避難誘導活動（安否確認や介護が必要な方への援助など）
 - エ 救出救護活動（負傷者救護など）
 - オ 給食救護活動（備蓄品・救援物資の避難所への運搬・分配）

4 自主防災組織に対する助成制度

☐ 壱岐市防災資機材整備事業

- (1) 趣旨
地域における自主防災組織の結成および加入促進を支援することで地域防災力の強化と促進を図る。
- (2) 補助対象者
補助対象者は、壱岐市自主防災組織認定要綱の規程に基づき認定された組織で、下記補助金の交付を受けたことがない自主防災組織とする。

- ア 壱岐市地域の元気づくり防災力向上支援事業費補助金
 イ 壱岐市防災資機材整備事業費補助金
 (3) 補助額
 1 組織当たり 5 万円を上限とする。

2	壱岐市ケーブルテレビ使用料などの減免申請	一緒に推進課（郷ノ浦庁舎） 48-1140
---	-----------------------------	--------------------------

1 自治公民館の手続き

壱岐市ケーブルテレビでは、自治公民館の光テレビ使用料、又は加入負担金を申請により半額減免しています。宅内工事費は減免の対象外となります。

減免手続きの更新については、前年から代表者の変更があった場合のみ申請が必要となっております。変更がない場合は、継続して減免が適用されるため手続きは不要です。

減免を受けている自治公民館に対し、市から「更新のお知らせ」を發出しますのでご確認をお願いします。尚、更新の申請については電子申請も可能となっておりますので、申請の際はご利用ください。

2 個人の手続き

個人の場合、生活保護受給者や障がい者がおられる世帯、70歳以上高齢者のみの低所得世帯など、世帯の状況に応じて光テレビ使用料が免除または半額減免になる場合があります。

更新手続きについては、自治公民館とは異なり、毎年6月中に申請をしていただく必要があります。

減免を受けている方に対しては、市から「更新のお知らせ」を發出します。

3 申請書提出先（自治公民館、個人 共通）

一緒に推進課（郷ノ浦庁舎2階）、又は各庁舎・各事務所（申請書は提出先にあります。）

※「更新のお知らせ」に記載するQRコードからの電子申請も可能です。

■お知らせ

1	補償保険（災害補償保険）	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1111
---	---------------------	-----------------------

市が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加された住民の方が死亡又は身体障害もしくは、入院・通院を伴う怪我を被った場合、「総合災害補償規程」に基づいて補償金が支払われます。

活動中に怪我などをされた場合は、すぐに市の担当部署への連絡をお願いします。

2	令和8年度壱岐市補助金一覧のご案内	財政課（郷ノ浦庁舎） 48-1114
---	--------------------------	-----------------------

市では、市民の皆様や事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧を作成しております。各支所および各事務所の窓口、市ホームページに掲載しておりますので、広

くご活用いただきますようお願いいたします。

なお、一覧に掲載しています詳しい事業内容、補助額、補助率、事業期間等は事業担当課へ直接お問い合わせください。

3	防犯灯設置への助成	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1111
----------	------------------	-----------------------

夜間の犯罪の防止および通行の安全確保を目的として防犯灯を設置する場合に設置費用の一部を助成します。

1 助成額 補助対象経費の7/10以内

2 補助対象経費及上限額

補助対象経費	専用柱の可否等	補助金の上限額	備考
防犯灯の設置および移設に要する経費	専用柱を必要とするもの	65,000円以内	自治公民館等の都合による移設を除く
	専用柱を必要としないもの	30,000円以内	
防犯灯の修理に要する経費	修理に係るもの (球替えを除く。)	20,000円以内	附属器具や球(グロー球を含む。)の交換など軽微なものを除く
防犯灯の撤去に要する経費		15,000円以内	老朽化による撤去

4	交通安全運動	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
----------	---------------	-----------------------

○ 交通安全運動の推進

- | | | | |
|-----------------|-----------|---|-----------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 4月 6日(月) | ～ | 4月15日(水) |
| (2) 夏の交通安全週間 | 7月11日(土) | ～ | 7月17日(金) |
| (3) 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(月) | ～ | 9月30日(水) |
| (4) 年末の交通安全県民運動 | 12月 1日(火) | ～ | 12月10日(木) |

脇見・ながら運転の防止、全座席のシートベルト着用の徹底を推進しましょう。

5	市町村交通災害共済	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
----------	------------------	-----------------------

交通災害共済は、交通事故による被災者を救済する制度です。日本国内どこで起きた交通事故でも、怪我等の程度に応じて見舞金が支払われます。交通事故を起こさない・遭わないことが一番ですが、「もしも」のときのために、家族そろって加入しましょう。

詳細な内容が記載されたパンフレットは、毎年1月頃、各戸配布しております。

○加入できる人

壱岐市に住民登録をしている方（外国人の方も含む）

※就学（学生）のため、一時的に転出している方も加入できます。

○共済掛金

加入者1人あたり年間500円

※中途加入者（4月以降の加入者）も同額

○共済期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※中途加入者は、申込みが受理された日から令和9年3月31日まで

○共済の対象となる事故

国内で自動車や汽車、電車、原動機付自転車、自転車（小児用自転車は除く。ただし、車輪の直径が16インチ以上の小児用自転車は含む）、定期旅客船、旅客運送の用に供する交通船、旅客機等の接触、衝突、転覆等による人身の事故（自損事故を含む）に遭われた場合

※自殺、無免許運転、酒酔い運転、故意又は重大な過失による事故を起こした場合、および天災によって生じた事故などは対象外となります。

○申込方法

市役所各支所および事務所に備え付けの申込用紙に同一住所の加入者名等をご記入の上、掛金を添えて、市役所各支所出納室等で申込みください。

※加入申込みは、令和8年2月1日からの受付となります。

※令和8年度より市役所各事務所で申込みはできませんので、ご注意ください。

○災害共済の請求期限

事故発生日から2年以内

※請求書等の関係書類は、市役所各支所市民生活班（郷ノ浦庁舎は総務課）にあります。

6	消費生活相談	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
---	--------	-----------------------

複雑化・深刻化する消費生活相談に対応するため、「壱岐市消費生活センター」を設置しています。どんな些細なことでも、1人で悩まず、気がかりなことがありましたら、お気軽に壱岐市消費生活センターへご連絡ください。

【連絡先】 壱岐市消費生活センター 電話：48-1131
※土曜日・日曜日・祝日のご相談先
消費者ホットライン 電話：188（局番なし）

7	自動通話録音装置貸与事業	総務課（郷ノ浦庁舎） 48-1131
---	--------------	-----------------------

悪質商法・特殊詐欺等の電話による被害を防止するため、市内に住所を有する65歳以上の高齢者の居る世帯等を対象に自動通話録音装置を貸与します。

自動通話録音装置は無償貸与しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

1 貸与する物品（一世帯につき1式）

- (1) 自動通話録音装置本体
- (2) ACアダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル
- (4) 取扱説明書

2 費用の負担

電気料のみご負担いただきます。

2. 地域振興部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	自治公民館の運営	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	----------	-------------------------

少子高齢化・人口減少が進む中で、「役員のなり手不足」や「役員の高齢化」等により各地域における自治公民館の自治活動・公民館活動が厳しくなっている状況です。

自治公民館の運営等についての悩み、困りごと等ございましたら、お気軽に担当までご相談ください。

2	行政協力員への委嘱	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-----------	-------------------------

自治公民館にお願いしている行政事務（文書の配布、各種調査および報告、自治公民館内の連絡調整など）について、自治公民館長様を「行政協力員」として委嘱させていただいています。

また、行政協力事務に要する経費として、自治公民館に対し「行政協力事務交付金」を交付しています。交付金の額などについては、★補助・助成制度など1「自治公民館交付金について」（8ページ）をご確認ください。

3	男女共同参画の推進	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-----------	-------------------------

壱岐市では、平成28年度に策定した第2次壱岐市男女共同参画基本計画の「男女（とも）に築こう自分らしく輝けるまち壱岐」を基本理念として、男女共同参画社会実現に向けた施策を推進しています。

男女共同参画社会とは、「男女それぞれが個人として尊重され、みんなで責任を分かち合い、性別に関わりなくみんなで協力して活動や生活ができる」社会です。

毎年様々な啓発活動を行っておりますので、本理念をご理解いただき、市民皆様への啓発・周知にご協力をお願いします。詳しくは担当者へご相談ください。

4	女性人材バンク「つばきぼけっと」の登録推進	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-----------------------	-------------------------

まちづくりの推進には、男性、女性どちらの意見も重要であるため、会議は男女同じ比率で開催することが望ましいですが、市の審議会や委員会は男性の委員が多い状況です。それは、委員を選任する時に委員になってくださる女性を見つけるのが困難なことも影響しています。そこで、壱岐市では委員になってくださる女性を登録する制度「女性人材バンク（つばきぼけっと）」を制定しています。自治公民館員皆様をはじめとして、市民皆様への周知にご協力をお願いします。

【女性人材バンクへの登録対象】

市内にお住まい、または、お勤めをされている18歳以上の方で、壱岐市の政策等に関心を持ち、市の審議会等の委員として活動する意欲がある方

5	地域の団体・組織内の役員における女性役員の登用（選任）推奨	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-------------------------------	-------------------------

本市では、地域の団体・組織内の役員においても、女性役員の登用を推奨しています。人口減少・少子高齢化が進み、役員のなり手が不足する中で、特に地方では、従来から根付く「役員は男性から選ばないといけない」や「女性だから役員にはなれない」等といった「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」によって、男性の負担が増えてしまっていたり、女性の活躍できる場が限定されてしまっていることが多い傾向にあります。性別による固定的な役割分担意識を無くし、みんなで協力して地域の活動ができるような環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

6	まちづくり協議会への協力	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	--------------	-------------------------

持続可能な魅力あふれるまちづくりの実現のために、既存の組織（自治公民館・消防団・青年会・婦人会・老人会・PTAなど）がお互いに理解を深め、協力して地域課題解決のための取組を行うことが重要です。そのための仕組みづくりとして、小学校区を1つの単位とした「まちづくり協議会」の設立を推進しています。

令和8年4月1日現在、（三島、瀬戸、箱崎、霞翠、筒城、那賀、八幡、渡良、志原、初山、勝本、沼津、鯨伏、田河、芦辺）地域においてまちづくり協議会が設立され、まちづくり計画に基づいた特色あるまちづくりが展開されています。その他に、（盈科、石田）地域で幹事会が立ち上がり、まちづくり協議会設立に向けた準備を進めております。誰一人取り残さない持続可能な地域社会の実現を目指し、地域活動活性化に向けた取組へのご協力をお願いします。

◆届出・申込みなど

1	協働のまちづくり「出前講座」の活用	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-------------------	-------------------------

壱岐市が行っている事業や取組について、市民皆様のもとへ職員が出向き説明を行います。令和8年度出前講座メニュー表の更新も行っておりますので、開催を希望される自治公民館長様は、申込書を開催希望日の1か月前までに地域共創課または各支所・各

事務所へご提出ください。出前講座のメニューおよび申込用紙などは、回覧や各支所・各事務所に設置しています。壱岐市ホームページからもお申し込みいただけますので、ぜひご活用ください。

2	空き家バンクへの登録推進	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	--------------	-------------------------

市内各所で年々、空き家が増加しています。空き家を適切に管理せず放置すると、建物の劣化が進み、防災・防犯、衛生面などの問題が発生する恐れがあります。

壱岐市では空き家・空き地を有効活用するため、空き家バンクを運用し、無料で情報発信を行っています。お隣・ご近所に空き家・空き地がございましたら、所有者の方にご連絡いただき、空き家バンクへの登録推進をお願いします。

なお、賃貸用物件として空き家を改修し、空き家バンクに登録されるものについては改修費補助金がありますのでご活用ください。

3	地縁団体の認可申請	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	-----------	-------------------------

自治公民館などの地域的活動を行う団体が、不動産又は不動産に関する権利を保有するため、市長の認可を受けて法人格を取得することができます。

詳細については、担当までご相談ください。

★補助・助成制度など

1	自治公民館交付金	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	----------	-------------------------

行政協力事務に要する経費として「行政協力事務交付金」、コミュニティの強化、地域での自主的な活動を支援するために「自治公民館運営費等交付金」、「安全・安心のまちづくり交付金」を各自治公民館へ交付します。

1 交付金の種類

(1) 行政協力事務交付金

1世帯あたりの基本額 2,400円（年間）

※自治公民館の状況により、上記基本額に地域調整率を乗じます。

「地域調整率（2段階）」

ア 密集地（街部）0.9

イ 散在地（在部）1.0

(2) 自治公民館運営費等交付金

ア 均等割 1自治公民館あたり 15,000円（年間）

イ 世帯割 1世帯あたり 500円（年間）

※算定については市にご報告いただく4月末の世帯数で行います。

(3) 安全・安心のまちづくり交付金

令和8年度活動実績により令和9年度に交付をいたします。

【令和8年度の取組内容】

ア 自主防災組織の設置および活動

(ア) 防災知識の普及・啓発活動（※2事業以上）

(イ) 避難行動要支援者に対する支援

イ 福祉保健部の設置と活動

(ア) 福祉保健部の設置および基本的活動

(イ) 市主催の福祉保健部研修会への参加

(ウ) 健康づくり活動（※1事業のみ対象）

安全・安心のまちづくり交付金に関する取組内容の詳細につきましては、資料「自治公民館における「安全・安心のまちづくり」への取組について」をご確認ください。

2 交付の方法

(1)、(2)は上半期と下半期に分けて、(3)は上半期に一括して自治公民館名義の口座に振り込みます。(例年:上半期7月末、下半期11月末に交付しています。)

自治公民館に関する交付金の振込時期一覧

振込時期	交付金名	担当課	
7月	自治公民館納税活動等交付金	※令和9年度から 全面的に見直し	税務課
	沓崎市水道料金報奨金		上下水道課
	自治公民館行政協力事務交付金（上半期分） 自治公民館運営費等交付金（上半期分） 安全・安心のまちづくり交付金	地域共創課	
11月	自治公民館行政協力事務交付金（下半期分） 自治公民館運営費等交付金（下半期分）	地域共創課	
2月～3月	市道維持管理業務補助金	建設課	

2	コミュニティ助成事業	地域共創課（郷ノ浦庁舎） 48-1134
---	------------	-------------------------

(一財)自治総合センターが、宝くじ普及広報についての収入を財源とし、コミュニティ活動に関わる資金の助成を行います。幅広い経費が助成対象となりますので、申請をご検討される場合まずは担当者へご相談ください。

センターから募集のお知らせがありましたら、回覧やケーブルテレビ等で周知いたします。令和9年度の募集につきましては、令和8年9月頃を予定しております。

また、本事業は毎年募集があるとは限りませんのでご注意ください。

●参考：主な助成対象事業

事業区分	助成対象事業内容	実施主体	助成額(※1)	助成対象経費
一般 コミュニティ	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚のため、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備を行う事業。	コミュニティ組織 (※2) 又は市	補助率 10/10 下限 100万円 上限 250万円	地域イベント(お祭り)や公民館で使用する備品購入費など。 ただし、建築物、消耗品は対象外。 ※建物と一体とみなされるような備品(ベースライトや埋め込み式のエアコン等)は例年対象外。
コミュニティセンター	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治公民館等)の建設整備に関する事業。 主に新築が対象。修繕については建物の主要構造部について行う大規模な修繕が対象。	コミュニティ組織 又は市	補助率 3/5 上限 2,000万円	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設・修繕費とその施設に必要な備品購入費。 ただし、土地の取得・造成、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外。
青少年健全育成	青少年の健全育成を図るため、主として親子で参加するソフト事業。(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)	コミュニティ組織 又は市	補助率 10/10 下限 30万円 上限 100万円	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。 ただし、外部委託、備品購入は対象外。

※1…10万円未満切捨

※2…コミュニティ組織とは、自治公民館、自主防災組織などの地域に密着した団体。地域に密着した団体であっても、**特定の活動や趣味、芸術などに限定した活動団体は除きます。**また、まちづくり協議会等の**財源の大半を補助金等で運営**している団体は対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

3	老岐市定住促進奨学資金償還補助金	地域共創課(郷ノ浦庁舎) 48-1134
----------	-------------------------	-------------------------

若年層の定住促進および産業人材の確保を図り、人口減少対策を推進するため、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する方に対し、「老岐市定住促進奨学資金償還補助金」を交付します。

(1) 補助対象となる奨学資金

- ①老岐市奨学資金
- ②公益財団法人長崎県育英会
- ③独立行政法人日本学生支援機構
- ④その他自治体等から借入れを行ったもの

(2) 補助対象となる方

- ・ 壱岐市の住民基本台帳に登録され、生活の拠点を置いていること。
- ・ 上記(1)の奨学資金の償還を行っていること。
- ・ 就労していること(就労先の所在地は問いません。)
- ・ 奨学資金を自ら償還していること。

※上記以外の要件もありますので担当者までご確認ください。

(3) 補助対象期間

- ・ 交付対象となる期間は、補助金の交付を開始する月から起算して3年間です。

(4) 補助金額

- ・ 当該年度(4月～翌年3月)償還額の1/2の金額 ※上限額年10万円
ただし、補助対象期間3年間の通算補助上限額は30万円です。

■お知らせ

1	壱岐市地域担当職員制度	地域共創課(郷ノ浦庁舎) 48-1134
---	-------------	-------------------------

平成29年度から壱岐市地域担当職員制度を導入しました。この制度は、地域と行政が自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら連携して「協働のまちづくり」を進めるため、地域と行政の相互の橋渡し役となり、支援する地域担当職員を配置し、地域活動の活性化および、行政運営の円滑化を図ることを目的としています。

また、地域の課題解決に向けた活動を行えるよう、まちづくり協議会設立に向けた、地域での協議の場から設立後の活動まで積極的に支援してまいります。

2	スポーツイベントの実施	文化スポーツ振興課 47-0207
---	-------------	----------------------

スポーツによる健康の維持増進と交流人口の拡大による地域振興を目的にスポーツイベントを次のとおり開催します。コース周辺、交通規制等でご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。また、沿道でのご声援、大会運営へのボランティアなどご協力をよろしくお願いいたします。

(1) ツール・ド・壱岐島2026(第38回壱岐サイクルフェスティバル)

日時 令和8年6月7日(日) 8時45分スタート
コース 壱岐島1周

(2) 神々の島壱岐ウルトラマラソン2026

日時 令和8年10月17日(土)
100kmの部 5時スタート/壱岐の島ホール
50kmの部 11時スタート/壱岐島開発総合センター
コース 壱岐島1周

(3) 第39回壱岐の島新春マラソン大会

日時 令和9年1月10日(日) 予定 9時00分スタート
コース 壱岐市ふれあい広場(芦辺町)周辺特設コース

3. 市民部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	障がいをお持ちの方々の情報提供依頼	壱岐障害者地域活動支援センター ひまわり 47-0116
---	-------------------	---------------------------------

壱岐障害者地域活動支援センターひまわりでは、障がい者の総合相談窓口として、障がいや障害福祉サービスに関する相談、権利擁護、障がい者の虐待などに対応しています。地域の方々の細かな情報や新しい情報を必要としています。個人情報保護については、厳正に取り扱いますので情報の提供についてご協力をお願いします。また、障がいをお持ちの方の地域での暮らしなどについて、お気づきの点・お困りの点がありましたらご連絡・ご相談ください。

2	生活困窮者自立支援制度	市民福祉課（郷ノ浦庁舎） 48-1116
---	-------------	-------------------------

まわりに仕事の問題、家庭の問題、経済的な問題などでお悩みを抱えている人がおられましたら、壱岐市生活相談支援センター（電話 45-0048）へご連絡・ご相談ください。生活・暮らしを支援するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談も開始しています。

◆届出・申込みなど

1	認可地縁団体に係る法人市民税均等割申告等	税務課（郷ノ浦庁舎） 48-1118
---	----------------------	-----------------------

1 認可地縁団体

不動産等の資産を保有している、もしくはそれらを保有する見込みがある町内会・自治会（※地縁による団体）が、不動産等を町内会・自治会の名義で保有し登記等をできるようにするために、市町村が認可（※法人格を付与）した団体のことです。

2 提出書類

- ・法人市民税均等割申告書
- ・法人市民税減免申請書

※初めて申請を行う団体につきましては、上記書類のほかに定款、規則または規約が確認できる書類を添付してください。

※書類は3月下旬に代表者様あてに送付しております。なお、代表者を変更された場合は、前代表者様にご確認いただくか税務課までご連絡ください。

3 提出期限

令和8年4月24日（金）までにご提出ください。

2	固定資産税の減免申請	税務課（郷ノ浦庁舎） 48-1118
---	------------	-----------------------

1 自治公民館で使用している施設など（原則として申請不要）

自治公民館で使用している施設などの固定資産税（有料で使用するものを除く。）については、申請により減免することができますが、前年度までに申請書を提出されていれば、今年度も申請があったものとして取り扱います。ただし、前年度と減免の内容に変更がある場合は申請が必要となりますので、下記の例を参考に申請をお願いします。また、減免の対象となくなつた場合は、その旨の届出を行う必要がありますので、必ず税務課資産税班までご連絡をお願いします。

（減免の対象となる施設の例）

自治公民館（集会所）、自治公民館用地、自治公民館用駐車場、ゲートボール場、リサイクルステーション用地など

① 今年度に減免申請書の提出が必要な場合の例

- ・前年度まで減免申請書を提出していたが、新たに対象となる固定資産が増えた場合
- ・前年度は減免申請をせず固定資産税を納付したが、今年度は減免申請をする場合
- ・前年度中に所有者又は納税義務者が変更となつた場合

② 前年度から減免の対象外となり、届出が必要となる場合の例

- ・一部又は全部について自治公民館が使用しなくなつた場合
- ・自治公民館が無償で借りていた固定資産の一部又は全部について、借地料などを支払うこととなつた場合

※減免の対象外となつた場合や届出が必要な場合で、税務課で把握できた場合は、手続をしていただくようお知らせします。

2 自治公民館に関する減免以外の減免申請（災害、生活保護など）について

申請書の提出が必要な場合がありますので、個別にお尋ねください。

★補助・助成制度など

1	老岐市自治公民館納税活動等交付金	税務課（郷ノ浦庁舎） 48-1118
---	------------------	-----------------------

市では納税成績の向上と納税活動の円滑な運営を図るため、「老岐市自治公民館納税活動等交付金」を前年度の納付実績に応じて交付します。（※令和8年度の交付は令和7年度の納付実績に応じて交付します。）

交付基準

- (1) 納税義務者割 1人 350円
- (2) 口座振替納付件数割 1件 20円

※(2)については口座振替納付を推進するため令和6年度より改正し、納付書により納付されるものについては交付されません。

- (3) 納期内完納 1自治公民館につき 12,000円
- (4) 決算時完納 1自治公民館につき 10,000円

として、予算の範囲内とします。

(但し、法人・組合等の特別徴収および固定資産税・軽自動車税は除きます。)
※令和9年度から全面的に見直します。

■お知らせ

1	壱岐市結婚・出産・子育て支援サービスガイドブックの発行	子育て支援課 (郷ノ浦庁舎) 48-1117 こども家庭センターいきいろ (郷ノ浦庁舎) 48-1160
---	-----------------------------	---

壱岐市では、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会、次世代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援するための支援の充実を重点的な取り組みとしています。

壱岐市が行う事業を広く市民の皆様にご覧いただくためにガイドブックを作成しております。ガイドブックは、ホームページに掲載しているほか、各支所・事務所窓口で配布していますので、是非ご活用ください。

4. 保健環境部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	独居高齢者世帯・高齢者世帯等の把握と情報提供依頼	長寿支援課 地域包括支援センター (芦辺庁舎) 45-1197
---	--------------------------	------------------------------------

壱岐市地域包括支援センターでは、65歳以上の方の総合相談窓口として、介護の相談や権利擁護、高齢者の虐待などに対応しています。そのため、細かな情報や新しい情報を必要としています。お気づきの点・お困りの点がありましたらご連絡・ご相談ください。

2	福祉保健部の活動の推進	健康増進課 (芦辺庁舎) 45-1114
---	-------------	-------------------------

市民皆様が健やかで心豊かに生活できるように、地域の健康づくりを推進することを目的として、福祉保健部の設置と活動の推進を進めています。

まちづくり出前講座の開催や独自の健康づくりの実施、特定健診やがん検診等の受診の声かけにご協力をお願いします。

3	自治公民館等施設での禁煙・受動喫煙防止	健康増進課 (芦辺庁舎) 45-1114
---	---------------------	-------------------------

喫煙による健康への影響に関する社会的問題が高まっている中で、受動喫煙による非喫煙者の健康への影響が報告されており、自治公民館等施設での禁煙、又は受動喫煙防止に引き続きご協力をお願いします。

受動喫煙防止対策を実施される自治公民館等施設には、禁煙ステッカーを配布しますのでご連絡ください。

4	「リサイクル推進員等届出書」の提出	環境衛生課（芦辺庁舎） 45-1112
---	-------------------	------------------------

リサイクル品回収およびごみ回収を円滑に進めるため、毎年自治公民館にリサイクル推進員の選任をお願いしています。

5	島内一斉清掃の実施および「実施結果調査表」の提出	環境衛生課（芦辺庁舎） 45-1112
---	--------------------------	------------------------

長崎県では、6月7日(6月の第1日曜日)を「空きかん回収キャンペーン」の県下統一実施日とし、散乱している空き缶の回収を中心とした実践活動の調査が行われています。

市では、5月の最終日曜日(今年は5月31日)を「島内一斉清掃の日」として毎年自治公民館で清掃活動の実施をお願いしています(実施日等は各自治公民館で適宜決定)。協力依頼文書および実施結果調査表の発送につきましては、5月中旬を予定していますので、清掃活動終了後は実施結果調査表のご提出についてご協力をお願いします。

なお、ごみ袋については、専用のボランティア袋を各庁舎、各事務所、壱岐の島ホール、勝本地区公民館で配布しますのでお受け取りをお願いします。

6	ポイ捨てごみや不法投棄等の対策	環境衛生課（芦辺庁舎） 45-1112
---	-----------------	------------------------

日頃より、自治公民館などでの空き缶拾いやボランティア団体による、清掃活動などに取り組んでいただき感謝を申し上げます。

道路、公共施設などにポイ捨てされた空き缶、ペットボトルなどが、依然として後を絶たず、その対策に大変苦慮している現状です。

例年、春と秋には自治公民館等で道路の除草作業等を実施されておりますが、それと並行して、自治公民館内でのポイ捨てごみの回収につきましても、お取り組みいただきますようお願いいたします。

また、不法投棄監視パトロールも強化し、不法投棄の予防や再発防止に努めてまいります。

なお、不法投棄等でお困りの場合は、環境衛生課までご連絡をお願いします。

不法投棄が確認された場合、5年以下の懲役および1千万円以下の罰金が科せられます。

7	狂犬病予防・野犬対策	環境衛生課（芦辺庁舎） 45-1112
---	------------	------------------------

野犬による苦情や目撃情報の連絡が寄せられています。狂犬病予防法に基づき、野犬捕獲のため捕獲器を設置しますので、随時、環境衛生課(45-1112)までお知らせください。また、野犬への餌やりを見かけた場合も環境衛生課へお知らせください。

犬の飼い主には①飼い犬の登録・死亡等の届出 ②年に1回の狂犬病予防接種

③犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着することが義務づけられています。

違反者に対しては20万以下の罰金などの罰則があります。

また、地域で野犬が増えない環境づくりにもご協力いただきますようお願いいたします。

8	プラスチック製容器包装である「シャンプー・洗剤等のボトル類」のリサイクル	環境衛生課（芦辺庁舎） 45-1112
---	--------------------------------------	------------------------

令和8年4月から、プラスチック製容器包装である「シャンプー・洗剤等のボトル類」もリサイクル品目に追加されています。

詳しくは令和8年3月に配付しました「資源分別ガイドブック」又は壱岐市ホームページをご覧ください。

今後も引き続き、ごみの減量化およびリサイクルにご協力をお願いいたします。

◆届出・申込みなど

1	健康教室・介護予防教室の申込み	健康増進課 （芦辺庁舎）45-1114 長寿支援課 地域包括支援センター （芦辺庁舎）45-1197
---	-----------------	---

生活習慣病など健康や介護予防・食事に関する話・実習・血圧測定などご希望に応じてお話に伺います。

★補助・助成制度など

1	壱岐市敬老事業補助金	長寿支援課 （芦辺庁舎）45-1197
---	------------	------------------------

まちづくり協議会や自治公民館、施設等の団体で実施する敬老事業に対して補助金を交付します。

- 1 対象者 市内に住所を有する満70歳以上の高齢者（敬老事業開催年度末時点において満70歳に達するものを含む）
- 2 交付額 当該敬老事業の対象者の数に1,000円を乗じて得た額（限度額）ただし、事業に要した実支出額が限度額以内であるときは、その額とします。

■お知らせ

1	健康づくり事業	健康増進課 （芦辺庁舎）45-1114 長寿支援課 地域包括支援センター （芦辺庁舎）45-1197
---	---------	---

疾病の早期発見、早期治療および重症化予防のため、生活習慣病の予防対策をはじめ、健康づくりを重点とした事業を実施しています。

- 1 生活習慣病予防対策
各種事業でライフステージを通じて生活習慣病予防対策を推進します。

- (1) 各種健診（実施期間 6月～翌年2月）
- ・歯周疾患検診（今年度20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方）
 - ・特定健診（40～74歳） 国民健康保険被保険者
 - ・先取り健診（30歳代・生活保護受給者）
 - ・後期高齢者健診（75歳以上）
 - ・お口“いきいき”健康支援（歯科検診）（75歳以上）
- (2) 健診後の保健指導
 特定健診・先取り健診・後期高齢者健診の実施後、その結果によって保健指導を実施します。

2 各種がん検診

- (1) 肺がん検診：40歳以上
- (2) 胃がん検診（胃カメラ又は胃透視）：50歳以上
 ただし、昨年度、胃カメラを受診した方を除く
- (3) 大腸がん検診（2日分の便の提出）：40歳以上
- (4) 女性のがん検診
- 乳がん検診 : 30歳以上 ※ただし、昨年度受診した方を除く
 - 子宮頸がん検診：20歳以上 ※ただし、昨年度受診した方を除く

集団検診 肺・女性のがん 11月
 医療機関 胃・肺・大腸・女性のがん 6月～翌年2月

5. 産業推進部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	農道等の維持補修要望	農林課（石田庁舎） 44-6113
---	------------	----------------------

要望する内容につきましては、自治公民館内で協議された上で要望書の作成および提出をお願いします。要望書の様式につきましては、各庁舎・各事務所にあります。また、壱岐市ホームページにも掲載しています。

要望書の回答につきましては、回答書を作成して送付します。

また、現地確認の際は、自治公民館長様へ立会をお願いすることがございますので、ご理解、ご協力をお願いします。

2	「緑の募金」の協力依頼	農林課（石田庁舎） 44-6113
---	-------------	----------------------

春季「緑の募金」活動が、国土緑化運動の一環として5月31日まで県下一斉に行われます。出費多端の折、誠に恐縮ですが募金協力をお願いします。

皆様方からの募金は、身の回りの緑化や森林の整備・ボランティア活動などの支援に活用されます。

3	漁港港湾内施設の災害報告	水産課（石田庁舎） 44-6114
---	--------------	----------------------

豪雨、台風、高潮などによって、漁港港湾内施設に災害が発生した場合、水産課までご報告をお願いします。

◆届出・申込みなど

1	農地等災害の被災報告	農林課（石田庁舎） 44-6113
---	------------	----------------------

農地等災害の被災報告につきましては、一週間以内に所有者（耕作者）から農林課へご連絡をお願いします。

※報告が遅れますと、対応ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

○国庫補助金災害対象の目安と受益者負担につきましては、以下のとおりです。

（1）国庫補助金災害対象となる被災金額は、1箇所当たり40万円以上です。

（2）受益者負担につきましては、下記のとおりです。

田・畑 国庫補助率によって（10%～20%）

用水路・ため池 国庫補助率によって（5%～15%）

農道・排水路 負担なし

※工事入札前に、預かり金として負担金の納入をお願いしております。

○被災金額40万円未満につきましては、市単独農地等小災害復旧事業（復旧工事費の5割補助）の制度がございます。

また、山林が崩壊し住居が土砂被害を受けた場合、被災住居林地災害土砂除去作業費補助事業により、土砂除去にかかる費用（上限40万円）の一部を助成する制度がございます。（土砂除去費用の4割補助）

2	壱岐市就職奨励金	商工振興課（石田庁舎） 44-6115
---	----------	------------------------

若者等の地元就職および定着を促進するため、新規学卒者（高校・大学・専門学校等）として採用された就職者に対して「壱岐市就職奨励金」を交付します。

（1）交付要件

- ・正規雇用であること。
- ・採用後1年以上勤務していること。

※上記以外の要件もありますので担当者までご確認ください。

（2）交付額

新規学卒者（高校・大学・専門学校等）… 100,000円

■お知らせ

1	郷ノ浦港・印通寺ターミナル駐車場の利用	水産課（石田庁舎） 44-6114
---	---------------------	----------------------

週末や連休中は、ターミナル周辺が大変混雑します。路上駐車や駐車枠外に駐停車している車両が多く見られ、バスやタクシーの運行ができない報告も多数受けておりますので、マナーを守ってご利用ください。また、混雑緩和のために、乗り合せや、船が到着してしばらくしてから迎えに行くなどのご配慮をお願いします。なお、郷ノ浦港で長期間駐車される場合は、絵踏地区郷ノ浦町漁協船台横に臨時駐車場を設けておりますので、そちらをご利用ください。ご不便をおかけしますがご理解・ご協力のほどよろしくをお願いします。

2	芦辺港ターミナル駐車場の利用	水産課（石田庁舎） 44-6114
---	----------------	----------------------

芦辺港ターミナル周辺では、令和6年にジェットfoil乗場がターミナルビル南側に移転し、並行しまして駐車可能台数の大幅確保および安全性・利便性向上のため、駐車場等の整備を行っております。この整備により道路を1車線のロータリー化（一方通行）に変更し、工事中は随時駐車場の一部を封鎖し作業を行いますので、現地状況を確認のうえ、ご利用ください。特に、道路内やバス停留帯での駐停車は公共交通の通行に支障を来しますのご遠慮願います。なお、駐車場の混雑緩和のため、旧ジェットfoil乗場付近の駐車場を優先的にご利用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いします。

6. 建設部

●自治公民館関係の業務・お願いなど

1	市道・河川等の公共土木施設の災害報告	建設課（勝本庁舎） 42-1112
---	--------------------	----------------------

集中豪雨等の異常気象により市道、河川等の公共土木施設に災害が発生した場合は、被害箇所、被害状況、通行の可否等について、可能な範囲で自治公民館ごとに取りまとめのうえ、建設課または各支所へ報告をお願いします。

2	市道等の維持補修要望	建設課（勝本庁舎） 42-1112
---	------------	----------------------

- (1) 市道等の維持補修の要望については、個人的な要望は受け付けておりません。各自治公民館内で協議のうえ、自治公民館長名で要望書の提出をお願いします。提出の際は、要望箇所が分かる資料（位置図・写真等）の添付をお願いします。
- (2) 市道維持管理計画表および要望書の様式は、各庁舎・各事務所に備え付けているほか、市ホームページにも掲載しています。

- (3) 地域による市道維持管理作業（除草等）の負担軽減を図るため、セイタカアワダチソウを対象として、除草剤を1自治公民館あたり年間3リットルを上限に支給します。支給を希望される場合は、年度当初に市道維持管理計画表へ希望数量を記載のうえ、提出をお願いします。（散布は地域での対応をお願いします。）
- (4) 地域で実施する急坂舗装、防草コンクリート等について、原材料（生コンクリート）を1自治公民館あたり年間7.0m³を上限に支給します。支給対象は市道および赤道、河川区域内に限ります。（私有地では利用できません。）
支給を希望される場合は、年度当初に市道維持管理計画表へ必要数量および路盤整地、法面整形の有無を記載し、提出をお願いします。（日付は未定でも可。）
実施予定日が確定次第、建設課へ電話で連絡をお願いします。（日曜日は対応不可。なお、型枠の設置および打設作業は地域で対応をお願いします。）
- (5) 複数の要望がある場合は、自治公民館内で優先順位を付けて要望をお願いします。
- (6) 各種要望に係る市の対応については、現地確認または要望者（自治公民館長）との立会後に、課内協議のうえ、文書で回答します。
- (7) 各自治公民館の要望により、豪雨時に応急的に設置した土嚢については、要望された各自治公民館において撤去をお願いします。

★補助・助成制度など

1	市道維持管理作業に伴う機械借上制度	建設課（勝本庁舎） 42-1112
---	-------------------	----------------------

1 機械借上制度の対象：(1) 高所作業車

- (2) タイヤショベル・バックホウ・ダンプトラック
軽ダンプ、軽トラック、その他市が認める機械

(1) 高所作業車の場合

- ア 地域における市道維持管理作業（道づくり）の際に、通常の作業では対応が困難な高枝伐採については、高所作業車（機械操作員および伐採作業員、チェーンソー1台含む）を市が手配します。なお、伐採木の集積・処分は地域での対応をお願いします。
- イ 年度当初に市道維持管理計画表へ実施予定回数、希望業者等を記載のうえ、提出をお願いします。（日付は未定でも可。）実施予定日が確定次第、建設課まで電話で連絡をお願いします。
※業者の都合や、繁忙期等により、希望の日程に沿えない場合がありますので、早めの連絡をお願いします。

(2) タイヤショベル・バックホウ・ダンプトラック等の場合

ア 地域での市道維持管理作業（道づくり等）に伴う伐採木や排水路の堆積物等の集積・処分作業に、タイヤショベルおよびバックホウを使用される場合、1日の作業につき各2台を上限として、それぞれ10,000円を助成します。（作業時間が4時間未満の場合は半額の5,000円とします。）

イ ダンプトラック(2t以上) 【令和8年度拡充】

地域での市道維持管理作業（道づくり等）の際に、ダンプトラック（2t以上）を使用される場合、1日の作業につき2台を上限として、5,000円を助成します。（作業時間が4時間未満の場合は半額の2,500円とします。）

ウ 軽ダンプ、軽トラック、その他市が認める機械 【令和8年度新規】

地域での市道維持管理作業（道づくり等）の際に、軽ダンプ、軽トラック、その他機械を使用される場合、1日の作業につき各2台を上限として、それぞれ500円を助成します。軽ダンプ、軽トラックについては、実際に作業で使用したものに限り助成します。（乗用は対象外。また、作業時間が4時間未満の場合でも500円とします。）

※その他機械とは、ウイングモア、ハンマーナイフモア等を想定しています。

エ 大雨や暴風の後に発生した、市道の崩土除去や側溝などの堆積土の処理作業に使用される場合も助成対象とします。年度当初の予定に無い緊急対応の場合は、要望書による申請をお願いします。

オ タイヤショベル・バックホウ・ダンプトラック等の借上料は、各自治公民館の口座への支払いとなります。

カ タイヤショベル・バックホウ・ダンプトラック等の申請については、年度当初に市道維持管理計画表へ実施予定回数および借上予定台数を記載のうえ、提出をお願いします。（日付は未定でも可。）実施予定日等が確定次第、建設課まで電話で連絡をお願いします。なお、計画表の提出後に借上台数等の変更（増減など）がある場合は要望書の提出をお願いします。作業実施後は、年間を通じて申請した分を取りまとめ、請求書および使用状況の写真（2～3枚）を併せて提出をお願いします。（※請求書の金額は空欄でお願いします。なお、これまでどおり各作業の実施後に随時での助成（請求書の提出）にも対応します。）

※タイヤショベル・バックホウ・ダンプトラック等の機械借り上げ助成および生コンクリート支給等については、予算の範囲内での助成となるため、事前申請を原則とします。未申請での請求および事後申請等については、助成対象外となりますので注意をお願いします。

2	市道維持管理作業に伴う補助金制度	建設課（勝本庁舎） 42-1112
---	------------------	----------------------

地域で実施される市道維持管理（道づくり）について、作業実施延長1mにつき16円を補助します。補助については、延べ延長では無く、管理延長での補助となるため、

回数に応じた補助金の変動はありません。

3	壱岐市水道料金報奨金	上下水道課（勝本庁舎） 42-1113
---	------------	------------------------

水道料金の納付率向上を図るため、「壱岐市水道料金報奨金交付に関する規程」に基づき、各自治公民館に「水道料金報奨金」を交付します。

令和8年度は、令和7年度完納の公民館に交付します。

交付基準	自治公民館内水栓個数	交付金額
年度内納付率 100%の自治公民館	1個～ 20個	3,000円/自治公民館
	21個～ 50個	5,000円/自治公民館
	51個～100個	7,000円/自治公民館
	101個～	10,000円/自治公民館

※令和9年度から全面的に見直します。

7. 教育委員会

■お知らせ

1	補償保険（公民館総合補償制度）	社会教育課（芦辺庁舎） 45-1113
---	-----------------	------------------------

公民館行事参加者等の補償対象者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、公民館が補償をする場合に「公民館総合補償制度」に基づいて保険金が支払われます。

活動中に怪我などをされた場合は、社会教育課若しくは各地区公民館へ連絡をお願いします。

2	壱岐市いきっこ留学制度	教育総務課（芦辺庁舎） 45-1202
---	-------------	------------------------

平成30年9月から小・中学生を対象とした「いきっこ留学」を開始し、令和8年4月から全体で10名の留学生を受け入れています。いきっこ留学制度には「しま親留学」「孫戻し留学」「親子留学」の3つの留学タイプがあります。

壱岐市では、留学生が住んでいる地区の公民館やまちづくり協議会等関連機関に入市式や修了式のご案内、いきっこ留学制度の委員会や協議会委員に着任いただいております。今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

また、いきっこ留学制度には留学生を受け入れていただく「しま親」の確保が喫緊の課題となっており、随時しま親を募集しております。地域でも周知いただきますようお願いいたします。

8. 消防本部

■お知らせ

1	火災予防	消防本部 予防課 45-3037
---	------	---------------------

林野火災は、季節毎に農作業等に深く関連して発生しています。主な原因は、燃やす場所から山林内の枯草等可燃物まで安全な距離を保てなかったこと。また、消火不十分のままその場を離れた等です。林野火災を予防するため以下に気を付けましょう。

- ・周囲の燃えやすい物と安全な距離を保つこと。
- ・燃えはじめると風が起こるので少しずつ燃やすこと。
- ・焼却中はその場を離れずに完全に消火したことを確かめること。
- ・消火の準備を必ず行うこと。

※火災と紛らわしい煙や火炎を発する場合は、火災予防条例により消防署へ届出を行うこととされています。焼却行為を許可するものではありません。慎重に行うことが重要です。

令和8年1月1日から気象の条件等により、林野火災注意報・林野火災警報を発令するようになりました。

警報が発令されたら、野焼きや枯草焼き等の火の使用が制限され焼却行為が出来なくなります。

2	住宅用火災警報器の維持管理	消防本部 予防課 45-3037
---	---------------	---------------------

全国的に就寝時の火災による死者が多いことから、平成21年6月から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置から経過年数が長くなると、電子部品の劣化や電池切れなどで正常に火災を感知しなくなることがあります。既に設置されているご家庭は10年を目安に新しい物と取替えましょう。また、消防本部では、自治公民館員皆様向けの出前講座メニューに、火災予防、災害時の対応、応急手当について普及啓発に取り組んでいます。お申し込みの際は、地域共創課までお問い合わせください。



令和 8 年度自治公民館長説明会資料

長崎県壱岐市地域振興部地域共創課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

TEL : 0920-48-1134

FAX : 0920-47-4360

メール : iki-kikaku@city.iki.lg.jp